

仙台市水道局発注工事における建設副産物適正処理推進要綱

(平成 16 年 3 月 17 日水道事業管理者決裁)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 発注工事関係者の役割（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 計画の作成等（第 7 条－第 13 条）
- 第 4 章 建設発生土（第 14 条－第 17 条）
- 第 5 章 建設廃棄物（第 18 条－第 23 条）
- 第 6 章 建設廃棄物の種類ごとの留意事項（第 24 条－第 34 条）
- 第 7 章 雑則（第 35 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、仙台市環境行動計画の趣旨に則り、また循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)第 10 条、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。)第 4 条第 1 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 4 条第 1 項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)第 8 条及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)第 4 条の規定に基づき、水道局が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、再生資源の十分な利用及び建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を実施し、もって発注工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図り、環境への負荷の低減に資することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この要綱は特定建設資材を使用する発注工事又は建設副産物が発生する発注工事に適用する。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設副産物 発注工事に伴い副次的に得られた土砂(以下「建設発生土」という。), コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊, 木材(以下「建設発生木材」という。), 汚泥(以下「建設汚泥」という。), 紙くず, 金属くず, ガラスくずその他の物品をいう。
- (2) 指定副産物 建設副産物のうち, 建設発生土, コンクリート塊, アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)であるものをいう。
- (4) 建設資材 発注工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 分別解体等 次の各号に掲げる発注工事の種別に応じ, それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - ア. 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下「解

- 体工事」という。) 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- イ. 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。) 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為
- (7)再使用 次に掲げる行為をいう。
- ア. 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること(修理を行ってこれを使用することを含む。)
- イ. 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること
- (8)再生利用 建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。
- (9)熱回収 建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- (10)再資源化 次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分(再生することを含む。)に該当するものをいう。
- ア. 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為
- イ. 建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (11)縮減 焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。
- (12)再資源化等 再資源化及び縮減をいう。
- (13)再生資源 建設副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性があるもの(放射性物質及びこれにより汚染されたものを除く。)をいう。
- (14)再生資材 再生資源又はこれを加工したものであって、建設資材として利用することができるものをいう。
- (15)特定建設資材 建設資材のうち、次に掲げるものをいう。
- ア. コンクリート
- イ. コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ウ. 木材(仮設材を含む。)
- エ. アスファルト・コンクリート
- (16)特定建設資材廃棄物 特定建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (17)再資源化施設 再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。
- (18)対象建設工事 発注工事のうち、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令(平成12年政令第495号。)第2条第1項に定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。
- (19)建設副産物対策 建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。
- (20)再生資源利用計画 建設資材を搬入する発注工事において、資源有効利用促進法に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- (21)再生資源利用促進計画 建設副産物を工事現場から搬出する発注工事において、建設副産物の再利用を促進するための計画をいう。
- (22)マニフェスト 廃棄物処理法第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票をいう。

- (23) 電子マニフェスト マニフェストに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により処理の終了を確認できるシステムをいう。
- (24) 発注者 発注工事の注文者をいい、設計担当者及び監督職員を総称していう。
- (25) 設計担当者 発注工事の設計及び積算を担当するものをいう。
- (26) 監督職員 仙台市水道局請負工事監督要綱(平成10年3月30日水道事業管理者決裁)第2条第1項に規定する監督職員をいう。
- (27) 施工者 発注工事の施工を行う者であって、元請業者及び下請負人をいう。
- (28) 元請業者 発注者から直接工事を請け負った建設業を営む者をいう。
- (29) 下請負人 建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事について締結される下請契約における請負人をいう。
- (30) 解体工事業者 建設リサイクル法第21条第1項の都道府県知事の登録を受けて、建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を行う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）を営む者をいう。
- (31) 資材納入業者 建設資材メーカー、建設資材販売業者及び建設資材運搬業者を総称していう。
- (32) 落札決定業者 発注工事を落札した者で、契約締結する前の期間内のものをいう。
- (33) 建設発生土再生プラント 建設汚泥とは異なり、廃棄物処理法に規定する廃棄物ではない建設発生土を受入れ、土質改良プラントにおいて良質な土質へ加工を行う施設をいう。
- (34) COBRIS 一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）建設副産物情報センターが提供する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」をいう。
- (35) ケーキ改良土 仙台市水道局所管の浄水場から発生する浄水ケーキを原材料としたケーキ改良土をいう。
- (36) 工事に着手する日 契約書に記載されている工期ではなく、実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は仮設工事を始める日）をいう。なお、現場での除草等の準備工事については、工事着手に含まない。

（基本方針）

第4条 発注者及び施工者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること
- (2) 発注工事において、分別解体等に努めること
- (3) 建設副産物の再使用及び縮減に努めること
- (4) 建設副産物のうち、再使用がされないものであって再生利用が可能なものについては、再生利用を行うこと
- (5) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収することが可能なものについては、熱回収を行うこと
- (6) 建設副産物について、前5号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること

第2章 発注工事関係者の役割

(発注者の責務と役割)

第5条 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような発注工事の計画及び設計に努めなければならない。

2 発注者は、建設副産物対策の設計積算に際し、適切な費用を計上するとともに、明確な施工条件の明示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

3 発注者は、構造物の設計に際し、分別解体等の実施が容易となる設計及び建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択などの工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。この場合において、建設資材の選択にあたっては、有害物質等を含む建設資材等の建設資材廃棄物の再資源化が困難になる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

(施工者の責務と役割)

第6条 元請業者は、発注工事の施工に際して、端材発生の抑制や有害物質を含有しない建設資材の選択、施工方法等の工夫及び施工技術の開発等により、建設副産物の発生の抑制に努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 元請業者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。

3 建設廃棄物の処理を行う者は、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分しなければならない。

4 元請業者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し中心的な役割を担っていることを認識し、監督職員との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

5 元請業者は、建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にし、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及び廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

6 元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

7 下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。

8 施工者は、発注工事の施工にあたって、当該発注工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障がない限り、建設発生土、再生骨材等、コンクリート破砕材、再生加熱アスファルト混合物、再生木材その他の再生資材を利用するよう努めなければならない。

9 施工者は、当該発注工事の施工に伴い生じた再生資源について、次に掲げる措置その他適切な方法により、その利用促進に努めなければならない。

(1) 工事現場の周辺において施工者が施工する他の建設工事における建設発生土の利用(民間工事を

含む。)

- (2) 工事現場の周辺において施工者以外のものが施工する他の建設工事に要求される建設発生土の品質、量及び時期等に関する情報の収集及び提供
- (3) 再資源化施設及び建設発生土プラントの活用

第3章 計画の作成等

(工事全体の手順)

第7条 対象建設工事は、次の手順により実施しなければならない。

- (1) 事前調査の実施
- (2) 分別解体等の計画の作成
- (3) 発注者への説明
- (4) 発注及び契約
- (5) 事前通知
- (6) 下請負人への告知
- (7) 下請契約
- (8) 施工計画の作成
- (9) 工事着手前に講じる措置の実施
- (10) 工事の施工
- (11) 再資源化等の実施
- (12) 発注者への完了報告

2 前項に掲げる工事以外の発注工事であって、その契約金額が100万円を超えるものを実施するに当たっては、前項各号に掲げた手順（第5号を除く。）により実施するものとする。

(事前調査の実施)

第8条 対象建設工事の落札決定業者は、当該工事請負契約を締結するまでの間に建設リサイクル法施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号)第2条第1項第1号の規定に基づき、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 発注工事に係る建築物等（以下「対象建築物等」という。）及びその周辺の状況
- (2) 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）
- (3) 発注工事の現場からの特定建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）
- (4) 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無
- (5) 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(分別解体等の計画の作成)

第9条 対象建設工事の落札決定業者は、前条の事前調査の結果を踏まえ、当該工事請負契約を締結するまでの間に、建設副産物の発生の抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正な処理が計画的かつ効率的に行われるよう、分別解体等の計画等(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)の別表1、別表2又は別表3)を作成しなければならない。

2 対象建設工事の落札決定業者は、建設リサイクル法第 12 条第 1 項の規定に基づき、当該工事請負契約を締結するまでの間に、前項の規定に基づき作成した分別解体等の計画等を添付した上で、次の事項を記載した説明書（様式 1）を発注者に提出し説明しなければならない。

- (1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- (2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期及び工程の概要
- (4) 分別解体等の計画
- (5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
（工事の発注及び契約）

第 10 条 設計担当者は、対象建設工事の設計積算にあたり、当該工事が建設リサイクル法対象工事であることを条件として明示しなければならない。

2 設計担当者は、発注工事の設計積算にあたり、建設副産物対策、前条第 2 項の規定による書面説明及び第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定による完了報告が必要であることを条件として明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。

3 請負契約（下請負契約を含む。）の発注者は、工事の請負契約において建設業法第 19 条第 1 項で定められた事項について、書面に記載し施工者に交付しなければならない。

4 対象建設工事の請負契約（下請契約を含む。）の発注者は、工事の請負契約において、前項に規定する事項に加えて建設リサイクル法第 13 条第 1 項で定められた事項を書面に記載し施工者に交付しなければならない。

5 元請業者は、解体工事の請負又は建設廃棄物の収集運搬若しくは処分を委託する場合、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

（工事着手前に行うべき事項）

第 11 条 監督職員は、対象建設工事に着手する日までに、電子申請（：D-Sendai オンライン申請システム）等により市長に通知するとともに、元請業者に周知しなければならない。

2 対象建設工事の施工者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、前項の規定により監督職員から周知された事項を告知書（様式 2）により告げなければならない。工事内容を変更しようとする時も、同様とする。

3 元請業者は、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を COBRIS により作成し、施工計画書に添付するとともに、工事現場の見やすい場所に掲げ、又は内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、元請業者が COBRIS を利用できない場合は、再生資源利用計画書（参考様式 1）、再生資源利用促進計画書（参考様式 2）により作成するものとする。

4 元請業者は、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

（工事現場の管理体制）

第 12 条 元請業者又は解体工事業者は、解体工事の施工に当たっては、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「技術管理者」という。）を設置し、その旨を解体工事技術管理者届（様式 3）により監督職員に提出しなければならない。ただし、技術管理者は、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「解体工事業者登録省令」という。）で定められた基準に適合する者でなければならない。

- 2 監督職員は、施工条件明示事項及び施工計画書等に基づき、建設副産物対策が、計画に従って適切に実施されるよう指導及び監督しなければならない。
- 3 監督職員は、特定建設資材及びその廃棄物を扱う工事を担当する下請負人が、元請業者が監督職員に行った説明と同様の内容を、元請業者から告知されているかを確認しなければならない。
- 4 発注者は、元請業者が解体工事業者登録省令第8条第2項で定める標識を掲げるよう指導及び監督しなければならない。

(工事完了後に行うべき事項)

第13条 元請業者は、発注工事を完了したときは、速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書をCOBRISにより作成しなければならない。ただし、元請業者がCOBRISを利用できない場合は、再生資源利用実施書(参考様式3)及び再生資源利用促進実施書(参考様式4)を2部作成し、そのうち1部を当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録とともに監督職員に提出しなければならない。

- 2 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等を完了したときは、速やかに再資源化等報告書(様式4)を2部作成し、そのうち1部を監督職員に提出しなければならない。
- 3 元請業者は、第1項の規定により工事を完了した日から5年間、前2項の規定により作成した工事関係図書を保存しなければならない。
- 4 監督職員は、第1項の規定によりCOBRISにより入力された内容を確認の上、第2項の規定により提出された工事関係図書を当該工事関係図書の保存年数と同期間保存しなければならない。ただし、元請業者から電磁的記録が提出された場合は、内容を確認の上、計画課技術管理係に提出するとともに、第1項及び第2項の規定により提出された工事関係図書を当該工事関係図書の保存年数と同期間保存しなければならない。
- 5 計画課技術管理係は、提出された電磁的記録を集約し都市整備局技術管理室に提出しなければならない。ただし、元請業者がCOBRISに各書面に記載すべき事項を入力した場合は、計画課技術管理係が電磁的記録を都市整備局技術管理室に提出したものとみなす。

第4章 建設発生土

(搬出の抑制及び工事間の利用の促進)

第14条 発注者及び施工者は、発注工事の設計及び施工に当り、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

- 2 発注者及び施工者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途に再利用するものとする。
- 3 発注者及び施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との公共工事土量調査等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、建設発生土再生プラントの活用及び必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進を図らなければならない。

(工事現場等における分別及び保管)

第15条 施工者は、建設発生土の搬出に当たって、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

い。

2 施工者は、建設発生土をストックヤードで保管する場合、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

(運搬)

第 16 条 施工者は次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

(1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の発生の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること

(2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること

(受入地での埋立及び盛土)

第 17 条 発注者及び施工者は、建設発生土の工事間利用及び建設発生土再生プラントの活用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

第 5 章 建設廃棄物

(分別解体等の実施)

第 18 条 対象建設工事の施工者は、分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じなければならない。

2 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、手作業又は手作業と機械による作業の併用を原則とする。

3 解体工事等の工程は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める手順により行わなければならない。ただし、解体工事の場合で建築物等の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しいものについては、この限りでない。

(1) 建築物の解体工事の場合

ア 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し

イ 屋根ふき材の取り外し

ウ 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し

エ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

(2) 前号アの工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材(木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。)をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。

(3) 工作物の解体工事の場合

ア さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し

イ 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し

ウ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

(4) 新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること

4 施工者は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、建設廃棄物処理計画等に基づき、次の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

(1) 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること

(2) 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること

(3) 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること

(4) 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別を行うこと

(5) 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること

5 施工者は、建設廃棄物の現場内保管に当たって、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

(排出の抑制)

第 19 条 監督職員及び施工者は、発注工事の施工に当たって、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生を抑制するとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

(処理の委託等)

第20条 元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 元請業者は、処理を委託する場合、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

(1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること

(2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること

(3) 建設廃棄物の排出に当たっては、マニフェストを交付し、又は電子マニフェストを使用し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること

(4) 建設廃棄物の運搬を委託する場合は、廃棄物を引き渡す都度、その種類ごとに必要事項を記入したマニフェストの交付又は電子マニフェストの登録を行い、廃棄物の流れの把握及び処理過程の事故防止に努めること

(運搬)

第 21 条 元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

(1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること

(2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の発生の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること

(3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること

(4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと

(再資源化等の実施)

第 22 条 対象建設工事の元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。

- 2 元請業者は、前項に規定するものの以外の建設廃棄物について、再資源化に努めなければならない。
- 3 元請業者は、現場において分別できなかった混合廃棄物について、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用にも努めなければならない。

(最終処分)

第 23 条 元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第 6 章 建設廃棄物の種類ごとの留意事項

(コンクリート塊)

第 24 条 元請業者は、対象建設工事において、分別されたコンクリート塊を破碎することなどにより再生骨材、路盤材等として再資源化しなければならない。

- 2 発注者及び施工者は、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途への、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- 3 発注者及び元請業者は、対象建設工事以外の発注工事においても、前項に準じて再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(アスファルト・コンクリート塊)

第 25 条 元請業者は、対象建設工事において、分別されたアスファルト・コンクリート塊を破碎することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破碎、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化しなければならない。

- 2 発注者及び施工者は、別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途への、再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- 3 発注者及び元請業者は、対象建設工事以外の発注工事においても、前項に準じて再資源化されたものの利用に努めなければならない。

(建設発生木材)

第 26 条 元請業者は、分別された建設発生木材をチップ化することなどにより、木質ボード、木質マルチング材及び堆肥等の原材料として再資源化し、原材料として再資源化することが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

- 2 施工者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。
- 3 元請業者は、再使用できない使用済み型枠について、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。
- 4 元請業者は、工事現場から生じた伐採木、伐根等について、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。
- 5 元請業者は、CCA 処理木材(木材の防腐及び防蟻のためクロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤を木材に注入したものをいう。)について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCA が注入されている可能性がある部分を含め、これをすべて CCA 処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。
- 6 発注者及び施工者は、別表第 4 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途への、再資源化された木材等の利用に努めなければならない。
- 7 発注者及び元請業者は、対象建設工事以外の発注工事においても、前項に準じて再資源化された木

材等の利用に努めなければならない。

(建設汚泥)

第 27 条 元請業者は、発生する建設汚泥を有償売却できる性状のもの(利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。)とし、売却又は自ら利用(他に有償売却できる性状のものを排出事業者たる元請業者が自ら利用することをいう。)及び廃棄物処理法に規定する再生利用個別指定制度等の活用により再資源化に努めなければならない。

2 発注者及び元請業者は、建設汚泥で再資源化されたものの利用に努めなければならない。

3 施工者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないように適切な措置を講じなければならない。

(廃プラスチック類)

第 28 条 元請業者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。

2 建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等について、これらの製造に携わる者は、リサイクルの取組みに、また、関係者はできる限りリサイクルに協力するよう努めるとともに、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減を図るよう努めなければならない。

3 発注者及び施工者は、再資源化されたプラスチック類等の利用に努めなければならない。

(廃石膏ボード等)

第 29 条 元請業者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃 A L C 板(廃軽量気泡パネルをいう。)等の再資源化等に努めなければならない。この場合において、再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。

2 発注者及び施工者は、再資源化された石膏ボード等の利用に努めなければならない。

3 廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、発注者及び施工者は分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。

4 石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

(混合廃棄物)

第 30 条 元請業者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。

2 元請業者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しゃく減量を 5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

(特別管理産業廃棄物)

第 31 条 元請業者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、事前に除去等の措置を講じなければならない。

2 元請業者は、飛散性アスベスト、P C B 廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

(特殊な廃棄物)

第 32 条 元請業者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。

- 2 施工者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じんの飛散を起さないような措置を講じなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第33条 この要綱の実施に際し必要な事項は、給水部長が定める。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日より実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、平成16年4月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日より実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、平成27年4月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年4月20日改正)

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和2年5月1日より実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、令和2年5月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月29日改正)

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、令和3年4月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月28日改正)

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和4年5月1日より実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和4年5月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月24日改正）

(実施時期)

1 この要綱は、令和5年5月1日より実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和5年5月1日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

別表第1 建設発生土を利用する場合の区分と用途（第14条関係）

区 分	主たる用途
第1種建設発生土 (砂, レキ及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 (砂質土, レキ質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く。)をいう。)	水面埋立て用材料

別表第2 コンクリート塊を利用する場合の区分と用途（第24条関係）

区 分	主たる用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋戻し材料及び基礎材
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

- (注) 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材などの強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

別表第3 アスファルト・コンクリート塊を利用する場合の区分と用途（第25条関係）

区 分		主たる用途
再生骨材	再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
	再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材
	再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
	再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生アスファルト混合物	再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
	表層，基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装その他舗装の基層用材料及び表層用材料

- (注) 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材などの強度、耐久性等の品質を特に確認の上利用するものとする。

別表第4 建設発生木材を利用する場合の区分と用途（第26条関係）

区 分	主たる用途
再生木質ボード (パーティクルボード，繊維版，木質系セメント板など)	建築用資材 型枠材
小径丸太材（間伐木）	公園資材 土留用資材
伐木材チップ	緑化基盤材 マルチング材

- (注) 1 マルチング(mulching)とは、作物の根元の周りにわらや木の葉などをかぶせて土の乾燥や湿りすぎを防ぐ手法を指す。